

○石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金交付要綱

平成24年 6 月29日告示第190号

改正

平成26年 4 月 1 日告示第106号

平成28年 3 月31日告示第113号

令和 2 年 3 月31日告示第136号

石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により落ち込んだ地域経済を立て直すため、市内事業者等が実施する特産品の普及及び販路拡大を図るための物産市等（商談会及び各種イベント等に付随して行う展示販売を含む。以下同じ。）の事業に対して、予算の範囲内において石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する事業を実施し、かつ市内に事務所を有する事業者等で組織する団体等とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 物産市等イベント開催支援事業 市が推奨する地元産品等の販売促進を伴うもので、石巻地域（石巻市、東松島市及び女川町をいう。以下同じ。）で開催する物産市等の事業
- (2) 物産市等イベント参加支援事業 広域的な連携を目的に、石巻地域以外で開催される物産市等に参加し、地元産品等を展示、販売する事業

2 同一の補助対象事業に係る補助金の交付は、各年度 1 回限りとする。

3 補助対象事業において、他の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、この要綱の規定による補助の対象としない。

(補助金の額等)

第 4 条 補助対象事業ごとの補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対する補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、補助限度額を超えない額とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 次に掲げる経費については補助対象経費に含めない。

- (1) 事業所等の運営経費

- (2) 食糧費に相当する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として適当でないと認める経費
(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号付表1）
- (2) 収支予算書（様式第1号付表2）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、その旨を石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定に係る補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項を変更し、又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 補助金の額に変更がなく、事業種目相互間においていずれか低い額の20パーセント以内で経費の配分を変更すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業計画の細部を変更すること。

2 前2条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、石巻市物産市等開催・参加支援事業費実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第4号付表1）
- (2) 収支精算書（様式第4号付表2）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第5号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、速やかに補助金の精算をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 規則第17条の定めにより、市長が補助金の交付の条件に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、前条の規定による補助金交付額確定通知書を通知した後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（指導監督）

第13条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な事項を指示することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第106号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第113号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第136号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の石巻市物産市等開催・参加等支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の補助金の申請から適用し、この告示の施行の日前の申請については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
物産市等イベント開催支援事業	事業実施に必要なスタッフの賃金等（実施事業者等の恒常的な職員に係るものを除く。）、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、広告料、火災保険料、使用料及び賃貸料、その他市長が特に必要と認めるもの	5分の3以内	1 補助対象事業につき60万円
物産市等イベント参加支援事業	宿泊費、旅費交通費（公共交通機関運賃、有料道路使用料等）、車両燃料費、駐車料、輸送料、その他市長が特に必要と認めるもの	3分の2以内	1 補助対象事業につき20万円